

仙台市一般廃棄物処理基本計画 (改定素案)

第1章 計画策定からこれまでの取り組みと課題

- 1 計画改定の趣旨 (平成 28 年 3 月)
- 2 本市の計画の体系及び関連する法体系計画の位置づけ
- 3 計画前期 (平成 23 年度～26 年度) の総括前計画の総括
- 4 中間評価及び後期の課題 (平成 28 年 3 月) 今後の課題

第2章 ごみ処理基本計画

- 1 基本的な考え方
- 2 改定計画の期間
- 3 改定計画の基本目標
- 4 計画後期のごみ量の見通しと目標ごみ量の見通し
- 5 施策の基本的な方向性
- 6 実施・検討すべき施策
- 7 処理施設の整備計画
- 8 処理体制
- 9 計画の進行管理と施策の推進

第3章 生活排水処理基本計画 (略)

《資料》ごみ・生活排水処理の現状 (略)

《資料》一般廃棄物処理基本計画中間評価 (略)

平成 28 年 3 月一部改定

本計画で使用する用語の定義

本計画で使用する用語の定義は、以下のとおりである。

【生活ごみ】

家庭ごみ、紙類（行政回収）、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル等、粗大ごみ、臨時ごみ等の総称。

【事業ごみ】

事業者が排出する可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶・びん・ペットボトル）、粗大ごみの総称。一般廃棄物収集運搬業許可業者が本市処理施設（焼却・破碎・埋立）に搬入する場合と、排出事業者が自ら本市処理施設に持ち込む場合（自己搬入）がある。「事業系可燃ごみ」「許可業者不燃ごみ」「自己搬入粗大ごみ」といった表現も派生的に用いる。

【ごみ総量】

「生活ごみ」と「事業ごみ」の合計。なお、生活ごみと事業ごみの合計として「ごみ」という表現を用いる場合があり、ごみ総量と同じ意味で「ごみ量」「ごみ排出量」という表現を用いる場合がある。

【本市リサイクル量】

「生活ごみ」「事業ごみ」のうち、資源物としてリサイクルした量。

【民間リサイクル量】

集団資源回収による資源物回収量、大規模建築物所有者等及び多量排出事業者による資源物の分別・リサイクル量など、市民・事業者から排出された資源物のうち、本市の処理施設を経ずに、直接民間のリサイクル施設へ搬入されたものの量。

【リサイクル量】

「本市リサイクル量」と「民間リサイクル量」の合計。

【排出総量】

「ごみ総量」と「民間リサイクル量」の合計。本市内で発生した「ごみ」「資源物」の合計の意味であり、「本市リサイクル量」は「ごみ総量」の内数であるため含めない。

【リサイクル率】

本市内で発生した「ごみ」「資源物」の合計のうち資源物としてリサイクルされた割合を示す数値。算出式は $(\text{リサイクル量}) \div (\text{排出総量})$ である。

【燃やすごみの量】

「ごみ総量」のうち、焼却処理したごみの合計。直接焼却される「家庭ごみ」「事業系可燃ごみ」のほか、中間処理（破碎・資源物選別）後に発生する可燃性の残さ物も含まれる。

第1章 計画策定からこれまでの取り組みと課題

1 計画改定の趣旨（平成28年3月）

平成23年3月に、「ごみ総量」「リサイクル率」「燃やすごみの量」「温室効果ガス排出量」という新たな4つの目標を設定するとともに、【資源循環都市づくり】【低炭素都市づくり】【市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進】という3つの基本的な施策の方向性を掲げ、市民・事業者・市の三者による一層の連携の下、より実効性のあるごみ減量・リサイクルの取り組みを進めるため基本計画を策定し、持続可能な社会の構築に向けた取り組みを進めていくこととしました。

しかし、本計画の改定と同時期に東日本大震災（以下「震災」という。）が発生し、本市においては、震災により発生した約272万トンという膨大な量の震災廃棄物等を迅速に収集・処理するという大きな課題が生じました。

また、ごみの収集・処理の一時中断、ごみの減量やリサイクルの推進に係る広報啓発の自粛など、日常的に排出される生活ごみ・事業ごみの処理体制についても様々な影響が生じました。

更に、震災復興に係る事業ごみ量の高止まり、家庭ごみの組成の変化など、本市のごみ排出動向への影響は大きく、震災後4年余りが経過した現在も、その影響は続いています。

そのため、平成27年度に計画前期分の中間評価を行い、目標や今後の施策展開について改定することとしました。

今後、計画後期において、今回明らかとなった様々な課題の解決に向け、施策を着実に実施し、更なるごみ減量・リサイクルの推進と新たな目標の達成に向けた取り組みを加速させていきます。

仙台市においては、平成11年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、これまで、「ごみの発生や排出が抑制される循環型の社会経済システムへの転換をめざす」、「リサイクルを基調とした環境負荷の少ない循環型の処理システムを構築する」、「市民、事業者、市のパートナーシップによる取り組みを推進する」という3つの基本理念を掲げ、ごみの減量やリサイクルに係る様々な施策を実施してきました。その結果、「一人一日当たりのごみ排出量」や「リサイクル率」などの基本目標は達成する見込みであるなど、市民・事業者によるごみ減量・リサイクル推進に係る取り組みが着実に進展しています。

私たちの日常生活や事業活動において、ごみの排出は避けて通ることはできませんが、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を伴った社会経済システムは、天然資源の枯

~~渇や温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行など、地球環境に大きな負荷を与え、深刻な状況を招いています。今、私たち一人ひとりが、ライフスタイルを変革することにより、持続可能な社会を創り上げていくことが切実に求められています。~~

~~このような状況にあって、国において、「低炭素社会」の実現に向けた取り組みが加速化するとともに、第二次循環型社会形成推進基本計画の策定や個別リサイクル法の施行・改正など、廃棄物行政を取り巻く状況も大きく変化しています。~~

~~私たち一人ひとり、このような廃棄物行政を取り巻く背景を踏まえ、更なるごみ減量とリサイクルの取り組みを進め、限られた資源を有効に利用することや低炭素社会の構築に貢献することが重要です。また、市は、少子高齢化などの社会経済状況や市民ニーズの様々な変化に的確な対応をすることが求められており、ごみの適正処理体制の構築に当たっては、ごみ量などに応じて最適化するとともに、経済性を考慮しなければなりません。~~

~~よって、持続可能な社会の構築に向けた「一般廃棄物処理基本計画」を改定し、市民・事業者・市の三者のより一層の連携の下、より実効性のあるごみ減量・リサイクルの取り組みを進めていく必要があります。~~

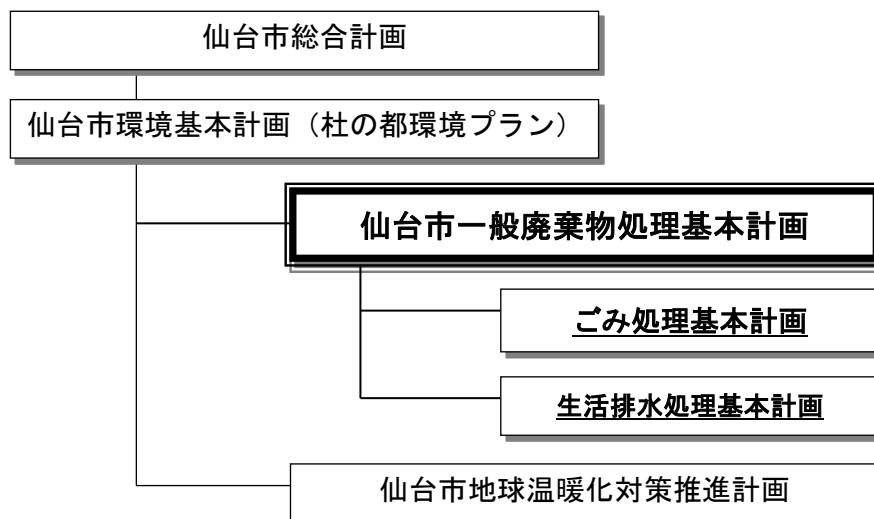
2 本市の計画の体系及び関連する法体系計画の位置づけ

○ 本市における計画の体系

本計画は、仙台市総合計画及び仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）を上位計画とし、仙台市環境基本計画の部門別の計画として、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるものです。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理計画で、第 2 章の「ごみ処理基本計画」と第 3 章の「生活排水処理基本計画」により構成されます。

○ 仙台市における施策体系

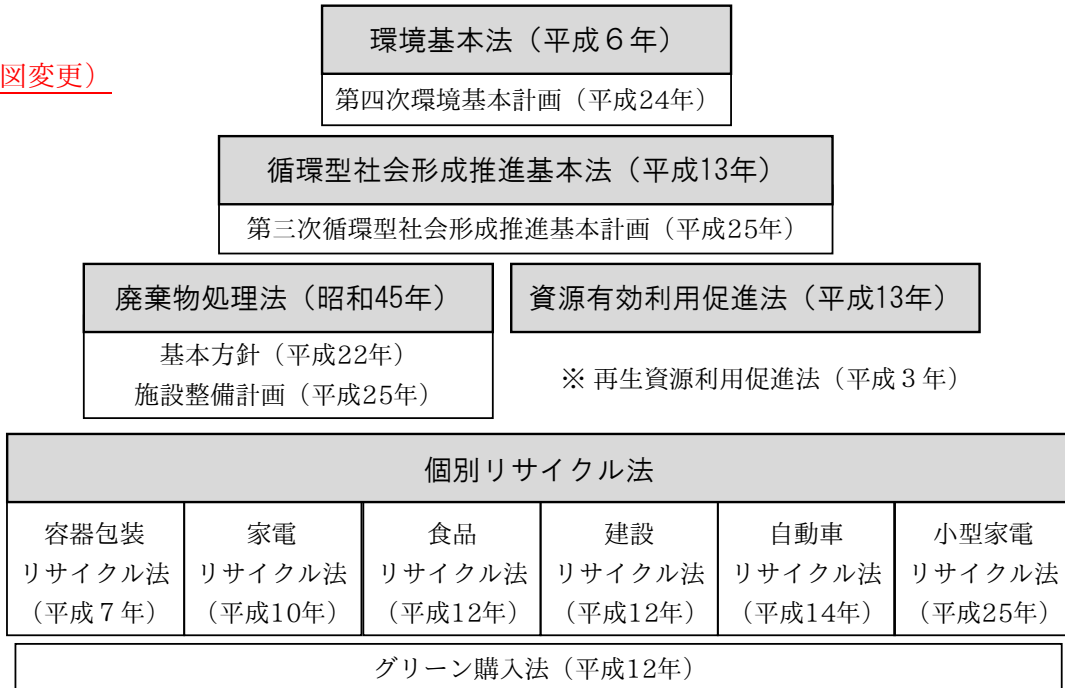


○ 循環型社会形成のための法体系

ごみや資源物の処理に関しては、廃棄物処理法のほか様々な法律が整備されています。

平成 23 年度以降、小型家電リサイクル法が新たに施行されたほか、環境基本法に基づく環境基本計画、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画などが順次策定されています。

(図変更)



3 計画前期（平成23年度～26年度）の総括前計画の総括

※現行計画に記載している「3 前計画の総括」は削除

(1) 計画前期に実施した主な施策

計画前期に新規実施又は再開した主な取り組みは以下のとおりです。

年度	主に生活ごみに 係る施策	主に事業ごみに 係る施策	※震災廃棄物等
平成23年度	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」全面改定（平成23年3月） ○家庭用使用済み食用油リサイクルモデル事業開始		○がれき搬入場整備 ○損壊家屋・ブロック塀等解体撤去申請受付開始 ○宅地・農地がれき撤去開始
平成24年度	○学生によるごみ減量・リサイクル啓発活動「ワケル・キャンパス・プロジェクト」実施		○津波堆積物撤去完了
平成25年度	○ごみ減量キャンペーンの実施（生ごみ減量・包装削減） ○第7期仙台市分別収集計画策定 ○布類拠点回収開始（37箇所） ○レジ袋削減に関する懇談会関係者による「包装削減キャンペーン」実施	○3焼却工場で一般廃棄物収集運搬業許可業者搬入ごみの展開検査開始	○仮設焼却炉稼働終了 ○がれき等処理完了
平成26年度	○ごみ減量キャンペーンの実施（緊急分別宣言）		○損壊家屋等解体・撤去完了
	○小型家電リサイクル事業開始 ○今泉リサイクルプラザ入館者25万人記念フェア実施 ○仙台市ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」のスマートフォン対応実施	○市内事業所へのごみ減量・分別啓発パンフレット作成	○がれき搬入場現状復旧完了
平成27年度 （予定含む）	○ごみ減量キャンペーンの実施（続・緊急分別宣言）		
	○小型家電回収拠点拡充 ○クリーン仙台推進員永年勤続表彰（初回）	○事業者向け出前講座用資料の作成	

※参考まで、震災廃棄物等の処理に係る主な動きを掲載している。

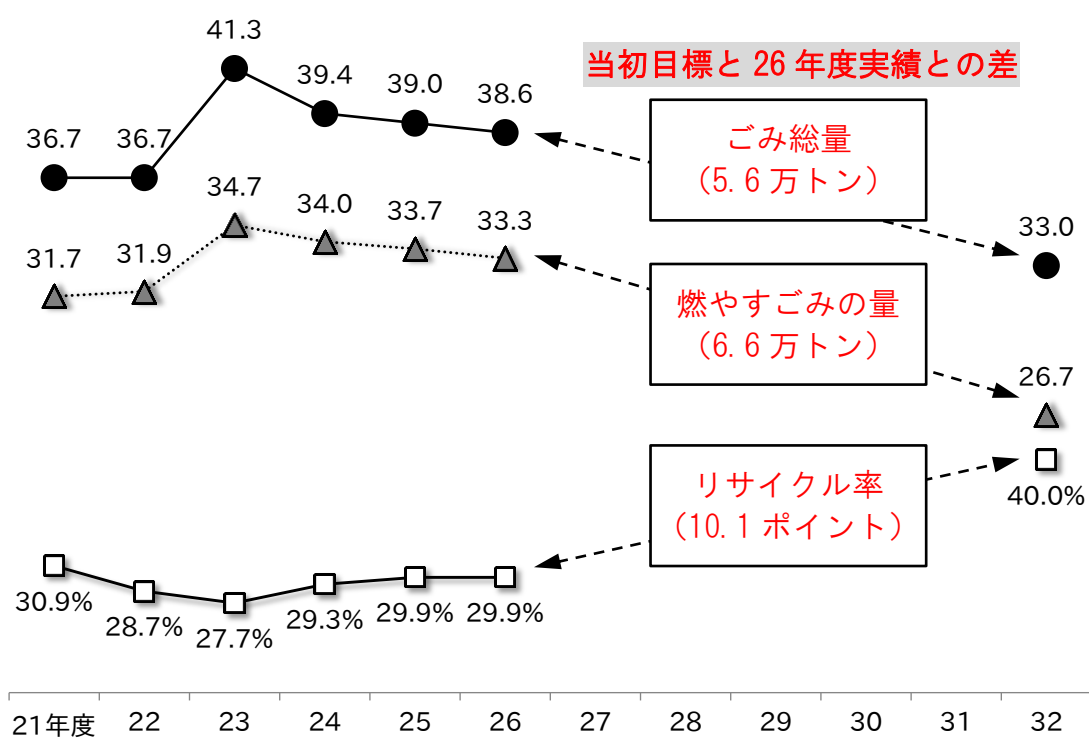
(2) 当初目標の達成状況

当初目標については、平成 26 年度の実績と比較すると、いずれも大幅な乖離が生じています。

平成 26 年度のごみ総量は 38 万 6 千トンとなり、目標値 33 万トンと比較して、5 万 6 千トンの増加となっています。

リサイクル率については、平成 26 年度は 29.9%と震災前より低下しており、目標値の 40%とは約 10 ポイントと大幅に乖離しています。

燃やすごみの量については、平成 26 年度の 33 万 4 千トンに対して、目標値は 26 万 7 千トンであり、その差 6 万 6 千トンと、ごみ総量よりも乖離が更に大きくなっています。



	26 年度実績	当初目標 (32 年度)	差
ごみ総量	385,863 トン	329,500 トン	56,363 トン
リサイクル率	29.9%	40%以上	10.1 ポイント
燃やすごみの量	333,424 トン	267,000 トン	66,424 トン

4 中間評価及び後期の課題（平成 28 年 3 月）~~今後の課題~~

※現行計画に記載している「4 今後の課題」は削除

中間評価の結果、基本目標のほか、紙類などの資源物の分別、事業ごみの減量・リサイクルの推進などに、取り組みの遅れが生じていると評価しました。

その要因としては、震災後の人口の増加や震災復興に係る経済活動の活性化などの当初計画の前提条件のずれ、さらに、施策検討の遅れなどが考えられます。

また、生活ごみについては、家庭ごみの中の生ごみの割合が減少し、プラスチック製容器包装の割合が増加するなど、ライフスタイルの変化を想定させる状況となり、事業ごみについては、減少傾向にあった可燃ごみの量が横ばい傾向に変化しており、今後も増加が続く見込みとなりました。

このような状況を踏まえ、市民・事業者との連携を強化しながら、これまで以上に「3R」（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを加速させることが重要です。

そのため、今後、これらの課題解決に向け、計画後期の5年間で施策の検討を進め、着実に実施、拡充する必要があります。

第2章 ごみ処理基本計画

1 基本的な考え方

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を伴った社会経済システムは、天然資源の枯渇や温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行など、地球環境に大きな負荷を与え、深刻な状況を招いています。

近年、国において、循環型社会と低炭素社会の構築に向けた取り組みが加速化し、市民・事業者・市それぞれの適切な役割分担のもとに、持続可能な社会を創っていくことが求められています。

これまで、本市においては、市民・事業者・市が連携して様々なごみ減量・リサイクルの推進に取り組んできました。その結果、ごみの減量や資源物の分別・リサイクルの更なる推進に一定の成果を上げてきたところです。しかし、震災により、ごみの排出量や排出傾向に大きな変化が生じ、その影響は現在まで続いています。

震災から5年が経過した今、これからどのようにごみ減量・リサイクルを進めていくべきか、様々な社会経済状況や市民・事業者ニーズの変化を的確に把握しながら、改めて考え、そして実行していくことが重要です。

~~「100万人のごみ減量大作戦」を展開するなど、様々なごみ減量・リサイクルに取り組んできた結果、大幅なごみ減量を達成するなど、一定の成果を上げてきました。今後の資源循環都市づくりや低炭素都市づくりに向けては、人口減少などの社会経済や市民・事業者ニーズの変化を的確に把握し、市民・事業者・市の緊密な連携による取り組みが一層重要になっています。~~

今後の10年、100年を見据え、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、更なる資源循環を進めるなど、自然環境や地球環境に配慮した真に持続可能な社会づくりを進め、「杜の都仙台」の豊かな環境を、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

2 改定計画の期間

基本計画は、概ね21世紀半ばを展望しつつ、仙台市総合計画や仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）の目標年次との整合性を図るため、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間としていおります。よって、改定計画は、当初計画期間の後期である、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象とします。なお、計画後期においても、社会経済状況などの変化を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行います。

~~なお、計画期間中においても、社会経済情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行います。特に、計画期間の半ばにおいては、毎年度の評価に加え、計画の中間評価を行います。~~

3 改定計画の基本目標

更なるごみ減量・リサイクルによる資源循環都市づくりを進めるとともに、低炭素都市づくりに向けた取り組みが求められています。

また、資源循環都市づくりの基礎となるごみの適正処理体制の構築に当たっては、ごみ量などに応じた最適化により、低炭素都市づくりに貢献し、かつ、効率的なシステムとすることが求められています。

改定本計画では、資源循環都市づくりに対応する主な目標として、ごみ総量（資源と生活ごみ・事業ごみの量の合計）とリサイクル率（リサイクルする資源の割合）を、低炭素都市づくりに対応する主な目標として、燃やすごみの量（リサイクルされないごみの量）と温室効果ガス排出量を、以下のとおり定めます。

また、市民のごみ減量・リサイクルの取り組みを分かりやすくするよう、1人1日当たりの家庭ごみの量を追加します。

(1) ごみ総量（資源と生活ごみ・事業ごみの量の合計）

~~平成 21 年度比で~~平成 32 年度に ~~10%以上削減し、330,000~~360,000 トン以下とする

※ ものを大事に繰り返し使うことや計画的に購入することなど、ごみを出さないよう行動することによって、減らすことができます。

(2) リサイクル率（リサイクルする資源の割合）

平成 32 年度に ~~40~~35%以上とする

※ 紙類などの資源とごみの分別排出に取り組むことによって、上げることができます。

(3) 燃やすごみの量（リサイクルされないごみの量）

~~平成 21 年度比で~~平成 32 年度に ~~16%以上削減し、267,000~~305,000 トン以下とする

※ ごみを出さないような行動や資源とごみの分別によって減らすことができます。

(4) 温室効果ガス排出量

地球温暖化対策に寄与するため、ごみ処理に係る温室効果ガス排出量を中長期的に低減する

(5) 1人1日当たりの家庭ごみの量

平成 32 年度に 450 グラム／人・日以下とする

「目標のイメージ」の図を挿入予定

4 計画後期のごみ量の見通しと目標ごみ量の見通し

改定に当たり、本市のこれまでの計画後期のごみ量の推移と、今後の見通しなどについて、推計を実施しました。は次のとおりです。

現在実施している様々なごみ減量・リサイクル推進施策について、引き続き市民・事業者の方々へ理解と実践に努めていただいたとしても、その結果、平成 32 年度では、ごみ総量が約 3537 万 9 千トン、燃やすごみの量が約 3032 万 4 千トン、リサイクル率が約 33.30%となり、ごみ総量と燃やすごみの量が平成 21年度比でそれぞれ約 5.2%の減量に留まり、リサイクル率は現状とほぼ横ばいと推計してありますなりました。

この推計を踏まえ、今回の改定では従来の目標値を見直し、ごみ総量については推計値から約 2 万トン減量（平成 21 年度比で約 1 万トン減量）の 36 万トン、燃やすごみの量についても同程度の減少幅である 30 万 5 千トン、リサイクル率は推計値から 5 ポイント増加の 35%以上としました。

新たな目標は、震災復興に係る経済活動の活性化や、ごみの排出動向の様々な変化などを踏まえながら、ごみの減量や資源物の分別・リサイクルに係る取り組みを改めて周知徹底し、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを次のステージに進める土台となるものです。

しかし、家庭ごみや事業ごみの中には、紙類などのリサイクルできる資源が依然として多く混入しており、今後も様々な施策を展開し、更なるごみ減量・リサイクルに努めていく必要があると考えます。

本計画では、ごみ総量については、推計した減量率の 2 倍の 10%減、燃やすごみの量については、推計した減量率の 3 倍の 16%減、また、リサイクル率については、ほぼ横ばいとした推計値から約 7 ポイント増加の 40%以上という目標を設定しました。

これらの目標を達成するためには、まず、生ごみの減量などの排出抑制の取り組みや市民・事業者の自主的なリサイクル活動を推進し、ごみ総量を約 4 万トン減量する必要があります。また、燃やすごみの量については、紙類などの資源のリサイクルの推進などにより、約 5 万トンを減量する必要があります。これを一人一日当たりになると約 130g(そのうち家庭ごみで約 50g)、1 年間では約 47kg(そのうち家庭ごみで約 19kg)の減量となります。リサイクル率については、これらの取り組みを進めることによって、40%以上という水準を満たすことができます。

「ごみ総量等の実績と推計値・目標値」と「ごみ量の見通し」

について表・図を挿入予定

5 施策の基本的な方向性

(1) 資源循環都市づくり ～ 更なる循環型社会の構築

これまで実施してきたごみ減量・リサイクル推進施策は、市民・事業者の協力により相当程度の効果があったものの、意識調査や組成調査中間評価の結果などからは、今なお3R推進に取り組む余地があるといえます。また、依然として不適正な排出や不法投棄をはじめとする不適正処理が存在しています。

このような状況の中、市民・事業者・市の更なる連携により、まず、ごみの発生抑制（リデュース）の取り組みを進めることにより、ごみの総量を減らすことが必要です。次に、繰り返し使う再使用（リユース）を進め、できるだけごみを出さないよう努めたうえで、ごみを排出する際には、分別を徹底し、再生利用（リサイクル）を推進します。これらの3Rに取り組んだ後に残ったごみについては、可能な限り熱回収し、適正処分します。

これらの取り組みにより、自然環境に配慮し、資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会への転換の取り組みをさらに進めていきます。

(2) 低炭素都市づくり ～ 低炭素社会の構築に向けた統合的な取り組みの推進

地球温暖化や石油資源の枯渇といった地球規模の環境問題への対応が喫緊の課題であることを踏まえ、ごみ処理の分野においても、低炭素都市づくりに向けた統合的な取り組みを推進していきます。市民・事業者・市が一体となって3Rを推進することにより、燃やすごみの量を削減し、温室効果ガスの発生や石油由来のエネルギー利用を低減していきます。

また、市民・事業者のごみ減量・リサイクル推進の取り組みによるごみ量・ごみ質などの変化に応じた、経済性を考慮した効率的で適正なごみ処理体制を構築するとともに、処理体制を最適化することなどにより、低炭素社会の構築に貢献し、中長期的に温室効果ガスを低減していきます。

その他温室効果ガスの定量把握の手法を検討・導入することにより、低炭素社会の構築に係る施策の評価・見直しを行っていきます。

(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進

市民・事業者・市の三者がそれぞれの責務を果たしつつ、あわせて三者が連携し一体化することにより、地域の人づくりや組織づくりを進めるとともに、地域の特性に応じた課題の解決を図るなど、地域に根ざした循環型社会・低炭素社会の構築に係る取り組みを推進していきます。

6 実施・検討すべき施策

(1) 資源循環都市づくり ～ 更なる循環型社会の構築

① 生活ごみの減量・リサイクルの推進

ア 生活ごみの減量・リサイクルの推進

更なるごみ減量・リサイクル推進のためには、市民・事業者・市のそれぞれが意識を持って努力・行動する必要があります。

生ごみの減量・リサイクルの推進については、引き続き、食材を計画的に購入し無駄なごみを出さないこと、食材の食べ切りや廃棄時の水切りに努めるなど、ごみの発生抑制をはじめとしたごみ減量・リサイクル推進に配慮した行動を求めています。さらに、生ごみたい肥化容器や家庭用電気式生ごみ処理機による各家庭での生ごみ減量・リサイクルの取り組みや、地元の農家の協力や民間団体との連携・協力により、家庭で作った乾燥生ごみと野菜を交換する地域循環型の事業をについても更に推進します。

また、長寿命で省エネルギー型の物を大事に使用すること、マイバッグ・マイはし・マイボトルを持参すること、詰め替え製品の購入や簡易包装を推進することなど、資源を有効かつ大事に使うことについて、引き続き啓発していきます。

家庭ごみ中の約25%30%以上を占める再生可能な紙類のリサイクルの推進については、市民に対し、分別排出への協力を求めていくとともに、少子化・高齢化などの社会的な課題への対応を踏まえ、集団資源回収をはじめとした収集体制のあり方などについて、検討していきます。

また、プラスチック製容器包装の家庭ごみへの混入が急増していることから、プラスチック製品との見分け方や、分別収集後の資源物としての利用状況等について分かりやすく伝えるなど、減量や分別排出行動のきっかけづくりを進めていきます。

また、さらに、市民のライフスタイルの変化に対応した排出の仕組みなどを検討するとともに、市民が取り組みやすい分別排出に向けた制度改正や拡大生産者責任の考え方を踏まえた事業者による自己回収・リサイクルについて、国や製造等事業者に対して、引き続き問題を提起し、要望していきます。

イ 分別の徹底

分別排出などへの認知度が低いと考えられる、集合住宅の居住者、本市内での居住年数が3年未満の短期居住者、20～30代の若年層に対して、具体的な行動に結びつきやすい広報や普及啓発に努めます。また、地域と連携し、排出実態の把握や排出ルール of 徹底に努めるとともに、実態把握などにより明らかとなった地域の課題の解決に取り組みます。

ウ 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底

地域と連携して、不適正排出・不法投棄対策を実施するとともに、監視カメラの設置や休日パトロールなどを実施します。また、震災後、ごみ集積所における不適正排出が増えていることから、不適正排出・不法投棄対策の実施について、効果的に広報・啓発を強化します。また、なおごみ集積所における紙類などの資源物の抜取対策も引き続きを実施します。

エ 廃棄物系バイオマスなどのリサイクル手法の検討

各家庭から発生する剪定枝について、減量・リサイクルの効果や、受け皿の確保等を具体的に検討します。

~~大学などと連携し生ごみ・剪定枝などの廃棄物系バイオマスなどのリサイクル手法を検討~~します。

オ グリーン購入の推進

定着しつつあるグリーン購入については、更なるリサイクル事業の市場がの拡大と七、持続可能な社会のが構築に向けて、されるようグリーン購入一層の推進に向けた啓発などを行います。

② 事業ごみの減量・リサイクルの推進

ア 事業ごみの減量・リサイクルの推進

事業者意識を把握するとともに、それぞれの課題に応じたごみ減量・リサイクル推進に係る取り組みを推進します。また、製造者等が資源を有効かつ大事に利用するとともに、廃棄時にリサイクルがしやすいなどの環境に配慮した商品の開発やサービスの提供をするよう引き続き啓発を行います。

排出事業者のごみ減量・リサイクル推進に係る取り組みについては、その評価手法等について具体的に検討を進めるとともに、広く周知・広報するための仕組みについても検討を進めます。

生ごみの減量・リサイクルの推進については、近年、事業系可燃ごみへの生ごみの混入が増えていることや、平成27年7月に改正された食品リサイクル促進に関する国の基本方針において地方自治体を中心となって地域の実情に応じた取り組みを進めるものとされていることから、食品リサイクル法に基づく食品関連事業者に対し、法に基づくごみ減量・リサイクルの取り組みやリサイクルループの構築などを改めて求めていきます。また、民間のリサイクル施設の安定稼働など、継続的な受け皿の確保に取り組みます。~~また、その他の廃棄物系バイオマスのリサイクル促進のあり方などを検討~~します。

~~また、排出事業者のごみ減量・リサイクル推進に係る取り組みが評価・優遇される~~

~~仕組み、先進的な取り組みをしている事業者の情報を広く公表するなどの啓発手法のあり方や民間リサイクル施設への誘導などを検討します。~~さらに、食品リサイクルの取り組みや紙類等資源物の分別ごみ減量・リサイクルの一層の推進等のため、事業ごみ処理手数料の見直し、経済的インセンティブの有効性などについて、具体的に検討を進めます検討します。

イ 分別の徹底

分別排出などへの認知度が低いと考えられる中小事業者に対して、再生可能な紙類の分別指導などを行います。

事業系可燃ごみ中の約 25.22% を占める再生可能な紙類のリサイクルの推進については、排出事業者に対する指導啓発を行うとともに、焼却工場への搬入禁止措置~~を~~徹底するため焼却工場における事業ごみ展開検査の強化を図ります。

また、環境に配慮している事業者の具体的な取り組みなどについて、更なる周知に努め、イベントなどのごみ分別などの取り組みについて、支援します。

ウ 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底

地域と連携して、不適正排出・不法投棄対策を実施するとともに、監視カメラの設置や休日パトロールなどを実施します。また、不適正排出・不法投棄対策の実施について、効果的に広報します。

生活ごみ集積所への不適正排出については、震災後、ごみ集積所における不適正排出が増えていること等から、地域との連携により、実態を把握し、指導します。指導・啓発を強化します。

エ グリーン購入の推進

定着しつつあるグリーン購入については、更なるリサイクル事業の市場の拡大と七、持続可能な社会がの構築に向けてきれるよう、再生品の利用など、環境に配慮した商品の製造やグリーン購入の推進に向けた広報・啓発などを引き続き行います。

③ ごみの適正処理体制の確立

ア ごみの適正処理体制の構築

ごみ量やごみ質などの予測を踏まえた処理体制のあり方を検討し、適正処理体制を構築します。また、既存施設の整備に当たっては、性能水準を保ちつつ、長寿命化を図ります。

イ 災害廃棄物などの適正処理体制の構築

震災への対応状況を踏まえ、震災廃棄物等対策実施要領を平成 25 年 5 月に改正したとともに、国においても廃棄物処理法や災害対策基本法の改正等により、平時から

災害時まで切れ目のない廃棄物処理システムを構築するよう廃棄物処理体制の強靱化について検討を進めており、の見直しを検討するなど、災害発生時において、より迅速かつ適正な処理体制の構築に向けて的確に対応します。を構築します。

ウ 経済性を考慮した効率的な処理体制の構築

適正処理体制の構築を前提とし、経済性の面からも十分な検討を行い、効率的な処理体制を構築します。

(2) 低炭素都市づくり ～ 低炭素社会の構築に向けた統合的な取り組みの推進

① ごみ減量・リサイクルの推進による燃やすごみの量の低減

更なる循環型社会の構築に係る施策を実施することにより、燃やすごみの量を低減し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

② 収集運搬における温室効果ガスの削減

ア ごみ収集運搬車両の低公害化の推進

環境負荷の少ない低公害車両導入の一層の推進を図ります。

イ 収集運搬体制の最適化の検討

確実な収集運搬を維持しながら、ごみ量やごみ質などの予測を踏まえ、温室効果ガスをより低減する収集運搬体制の最適化を検討していきます。

③ 中間処理（リサイクルを含む）・最終処分における温室効果ガスの削減

ア 温室効果ガスの削減に資する施設整備の検討

既存施設の基幹的設備の改良に当たっては、省エネルギーや高エネルギー回収に資する設備の導入を検討します。

イ ごみ焼却施設における余熱利用の推進

ごみの焼却に伴い発生した余熱について、蒸気供給や発電などにより、更なる有効利用を推進します。

ウ ごみ処理施設の最適化の検討

確実な処理を維持しながら、ごみ量やごみ質などの予測を踏まえ、温室効果ガスをより低減する処理施設の最適化を検討していきます。また、ごみ量やごみ質に応じて、安定的かつ効率的な施設の運転に努めます。

④ 温室効果ガス排出量の定量評価手法の導入の検討

温室効果ガスをより低減するごみ減量・リサイクル推進施策や適正処理体制の構築について、評価するため、収集運搬から最終処分までの各工程の温室効果ガス排出量の定量評価手法の導入を引き続き検討します。

(3) 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進

① 実践につながりやすい広報・啓発事業の展開

市民・事業者の関心や理解を更に深め、三者が認識を共有するため、事業・広報・啓発が相互に関連し、より分かりやすく、実践につながりやすい情報提供に努めます。また、ごみ減量・リサイクル推進の状況などを分かりやすく公表します。

② 地域課題の解決に向けた取り組みの推進

不適正排出・不法投棄などの地域の個別具体的な課題の解決に向け、それぞれの地域特性を考慮し、市民・事業者との協働により地域の力を活用した取り組みを推進します。

③ ごみ減量・リサイクルの推進に係る人・組織づくりの推進

ア クリーン仙台推進員・町内会・子ども会などの活動の推進

地域に根ざしたごみ減量・リサイクル推進活動を支援することにより、地域内での交流を活発化し、人材の育成を図ります。また、地域で行っている様々な活動を地域の市民・事業者に伝えるための仕組みづくりを進めます。

イ 次代を担う子どもたちへの教育・啓発活動の推進

計画期間中に成人を迎える小学生・中学生を対象として、3R（リデュース・リユース・リサイクル）のそれぞれの意味や日常生活の中で実践すべき行動などについて、教育機関への講師派遣やごみ処理関連施設の見学などの手法を充実させるなど、更なる教育・啓発に努めます。

ウ 市民参加型のイベントなどの開催

市民・事業者のごみ減量・リサイクル推進の取り組みが広がるよう、三者の連携によるイベントやキャンペーンを開催します。また、出前講座や施設見学などのメニューの充実や周知に努めます。

エ 環境美化活動の推進

市民・事業者による地域の清掃活動を推進することにより、ポイ捨てや不法投棄をしない人づくり・しにくい環境づくりを推進します。

オ 環境交流サロンやリサイクルプラザの運営

環境交流サロンやリサイクルプラザの利用を通じて、市民・事業者のごみ減量・リサイクル推進に対する意識の向上を図ります。また、リサイクルプラザについては、本市における3R啓発拠点としての役割を強化します。

④ 施策・事業への反映

地域課題の把握に努め、その課題の解決に向けた施策や事業の実施を検討します。

7 処理施設の整備計画

(1) ごみ焼却施設

ごみ量やごみ質の予測などを踏まえた施設のあり方を検討するとともに、既存施設の整備に当たっては、性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、基幹的設備の改良の際には、省エネルギーや高エネルギー回収設備の導入を検討します。また、稼働が長期化している施設について、安定した処理体制の構築に向け、整備を進めます。

(2) 資源化施設

粗大ごみ処理施設や資源化センターなど、老朽化した施設・設備について、計画的な整備を行うとともに、社会経済状況や地域特性などを踏まえた施設整備のあり方などを検討します。また、稼働が長期化している施設について、安定した処理体制の構築に向け、整備を進めます。

(3) 埋立処分場

更なるごみ減量やリサイクルの推進により、最終処分量を低減化し、更なる延命化を図るとともに、平成29年度に完成を予定している石積埋立処分場第2期工事について着実に整備を進めます。、計画的に整備します。

8 処理体制

(1) 生活ごみの収集運搬

家庭ごみなどの量の予測や処理施設の整備状況などを踏まえ、適正かつ効率的な収集運搬体制の構築を検討します。

(2) 事業ごみの収集運搬

ごみの適正処理を確保するため、収集運搬業務の継続性・安定性などに配慮しつつ、排出事業者のごみの減量やリサイクルを促進する制度のあり方について、検討します。

(3) 資源物のリサイクル

生ごみ・剪定枝等廃棄物系バイオマスのリサイクル体制の構築などについて、引き続き検討を進めます。

9 計画の進行管理と施策の推進

本計画の基本目標の達成状況や重点的な施策の実施状況などについて、PDCAサイクル（Plan・Do・Check・Actionという事業活動の「計画」・「実施」・「評価」・「改善」の循環）に基づく進行管理を行います。

進行管理に当たっては、仙台市廃棄物対策審議会への報告と審議などを行い、ホームページなどに公表します。これにより、基本目標の達成状況などの共有化を図り、必要な対応策などについては、毎年度策定する「仙台市一般廃棄物処理実施計画」の施策に反映し、推進します。

また、国の制度や社会経済状況など、本計画の推進に当たり、大きな変化が生じた場合は、必要に応じて、見直しを行います。

第3章 生活排水処理基本計画 （略）

→ 文言・データの時点修正のみを行う予定